

☆☆ 歌舞伎町のまちづくりのこれまでと今後 ☆☆

平成17年1月「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」が設立。
新しい時代にふさわしいまちづくり活動の継続的な実施。

平成19年3月「歌舞伎町まちづくり誘導方針」を策定（平成21年11月一部改定）
平成21年4月「新宿区景観まちづくり」を策定（平成23年4月一部改定）
エンターテイメントシティ歌舞伎町を具現化するため、
景観を含めた歌舞伎町地区“まちづくり”を推進。

平成25年4月「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」を策定。
「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」のまちづくりプロジェクトの一環のとして、
公民連携のもと、協働で検討し、実行する指針の位置づけ。

平成25年12月（今回）～
「（仮称）歌舞伎町中心街区まちづくり検討会」を開催致します。
歌舞伎町デザインガイドラインに基づき、今後整備を行うシネシティ広場及びその周辺街区を、歌舞伎町の核として、歌舞伎町地区の“エンターテイメントシティ”としての賑わいと活力の演出を具現化して行くための内容を話合っていきます。



歌舞伎町 中心街区

まちづくりニュース 第1号

平成25年12月
発行：新宿区

第1回（仮称）歌舞伎町中心街区まちづくり検討会を開催します
～まちづくりのルールを検討していきましょう～

平素より、まちづくり行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
歌舞伎町では、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会が設立され、エンターテイメントシティ歌舞伎町の実現をめざして「歌舞伎町まちづくり誘導方針」及び平成25年4月に「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」がそれぞれ策定されました。（内容は、見開きページをご覧ください。）ガイドラインにおいて、シネシティ広場は、歌舞伎町の核として賑わいと活力を創出する空間と位置付けており、主にシネシティ広場の周辺における具体的なまちづくりのルールについて地域の皆様と協議・検討を行いたいと考えております。

つきましては、急ではございますが、下記のとおり、（仮称）歌舞伎町中心街区まちづくり検討会を開催いたします。師走に入りご多忙の中とは存じますが、ぜひご参加下さい。

● 日時：平成25年12月13日（金）
14：30～16：00

● 会場：新宿区役所本庁舎4階 入札室

● 第1回検討会の内容（予定）：
・ 検討会の目的・会則・組織について
・ 地区の将来像・目標について
・ 今後の検討課題とスケジュール 他

検討会対象区域

シネシティ広場

花道通り

西武新宿駅

新宿区役所 会場

靖国通り

新宿駅東口

新宿区役所本庁舎4階入札室

「新宿区役所前」交差点

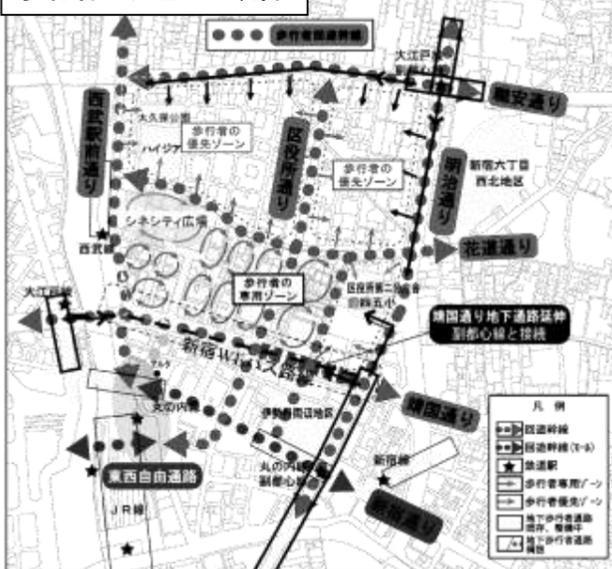
どなたでもご参加できます。

【問合せ先】 新宿区 都市計画部 景観と地区計画課 担当：三枝・山城・白水
TEL：03-5273-3843（直通） 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
FAX：03-3209-9227 mail:chikukeikaku@city.shinjuku.lg.jp

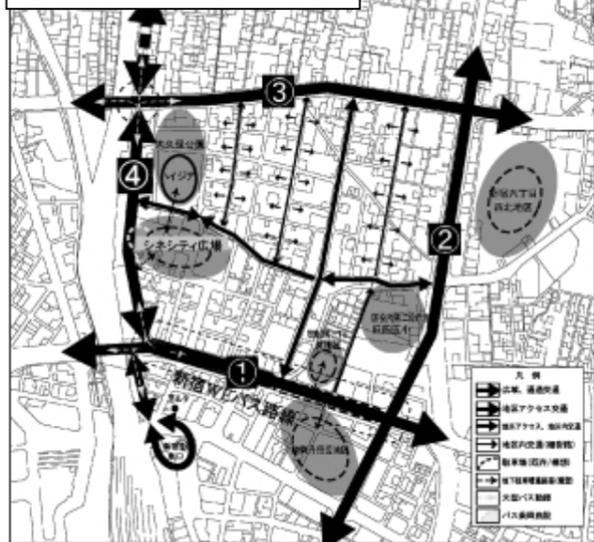
歌舞伎町まちづくり誘導方針及び歌舞伎町街並みデザインガイドラインで示されたシネシティ広場と周辺街区のあい方です

歌舞伎町まちづくり誘導方針

歩行者アクセスの改善



自動車交通システムの形成



注)「バス乗降施設」については整備位置例を示しているもので、位置を限定するものではない

歌舞伎町まちづくり誘導方針では、歌舞伎町地区の歩行者回遊動線と、自動車のアクセスの改善についての方針を定めました！

本会では、具体的な歩行者動線と自動車交通の確保等について検討する予定です！！

歌舞伎町街並みデザインガイドラインでは、シネシティ広場を「エンターテインメントシティ歌舞伎町」の中心にふさわしい、より一層の賑わいと憩いを感じられる空間形成の整備と運用の方針をまとめました！

本会では、シネシティ広場周辺の空間利用と価値を高めるための方法について検討する予定です！！

歌舞伎町街並みデザインガイドライン

<整備・運用の方針>

「エンターテインメントシティ 歌舞伎町」の中心にふさわしい、より一層の賑わいと憩いを感じられる空間形成

(方針に基づく、具体的取組み例)



欄干やステージ等の整除により、見通しが良く、死角の少ない広場空間の形成を図る

広場と沿道建物が一体となった利用を促進するため、広場全体の歩行者専用道路化を図る。【公】
※広場の舗装は全面的に緊急車両が通行可能な構造とする



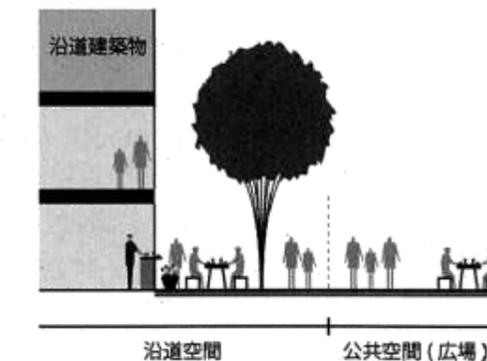
日常利用、非日常利用(イベント等)の双方に対応した広場空間の形成を図る

沿道建築物と一体感をさらに強め、良好な広場空間の形成を図る

<位置図>



- 広場を囲む建築物は、ランドマークを創出するような形態意匠及び色彩を基本とする
- 広場を囲む建築物は、広場との関係性を向上させるための工夫を行うことを基本とする



- 広場を囲む建築物低層部は、広場とのつながりを感じられるような開放的な意匠を基本とする(ガラスの設置、窓の設置、壁面の後退等)
- 広場を囲む建築物低層部の用途は、広場と一体となった賑わいの創出に資する用途(テイクアウト可能な飲食店等)の導入を検討する